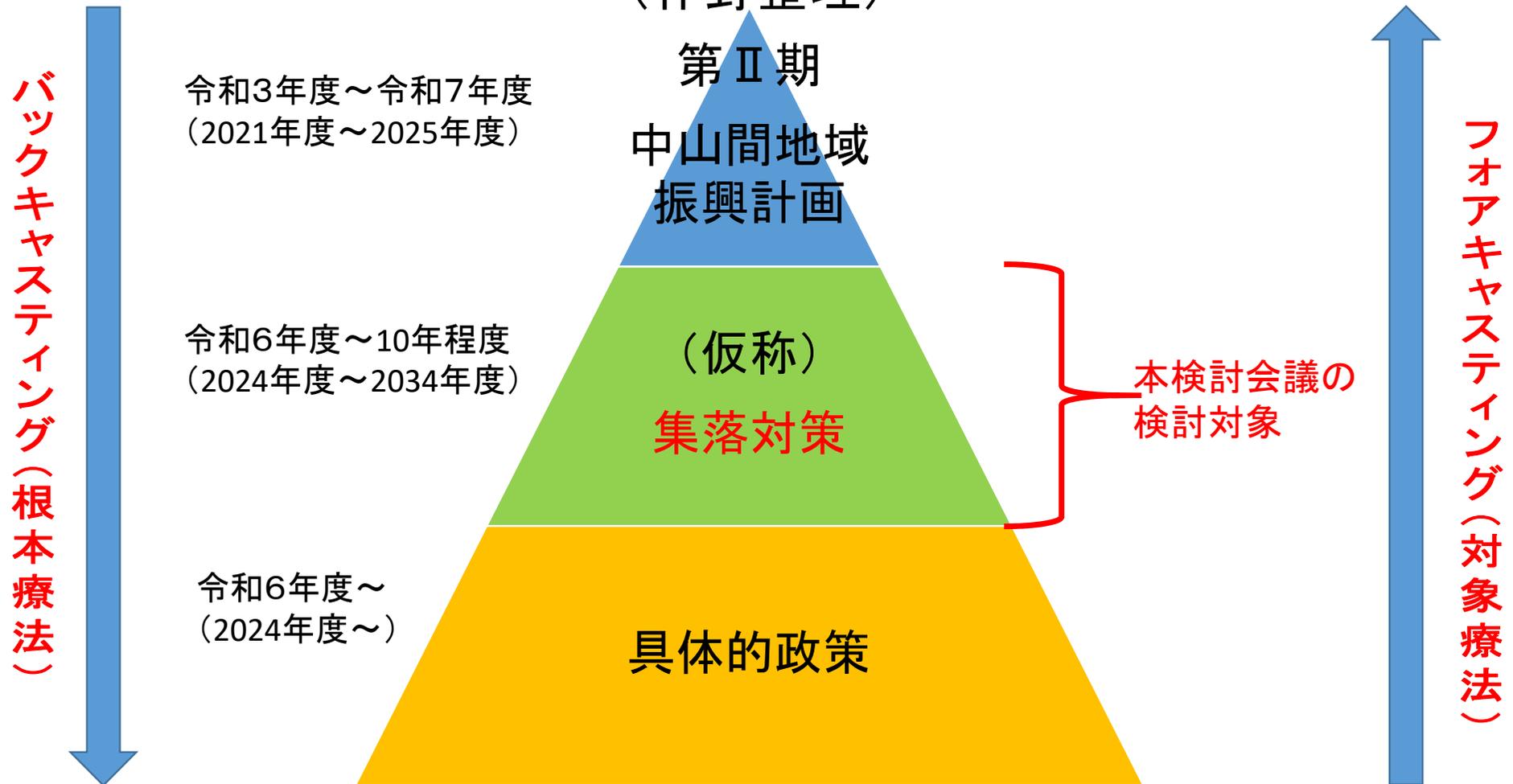


「広島県集落対策に関する検討会議」が検討する事項 (作野整理)



「広島県集落対策に関する検討会議」が検討する事項 (作野整理)

■位置づけ

「第Ⅱ期中山間地域振興計画」に基づき、集落対策に関する具体的なあるべき姿を提示する。(集落:集落レベル, 大字レベル, 地区レベル)

■期間

検討期間: 令和5年度(2023年度)

実施期間: 令和6年度(2024年度)～10年程度

■検討ポリシー

「バックキャストイング」と「フォアキャストイング」のベストミックス

(背景: 2025年を目前に控え、厳しい現実を乗り越えつつ、あるべき未来を見据える)

■スタンス

- ① 「第Ⅱ期中山間地域振興計画」を前提として検討する
- ② 令和8(2026)年度に想定される「第Ⅲ期計画」策定を視野に入れながら策検討する
- ③ 30年後のあるべき姿を見据えながら「今後10年程度」の期間を視野に検討する

「集落対策に関する具体的なあるべき姿」の内容構成(案)

資料5補足

作野委員作成資料

(事務局作成案に作野広和加筆修正)

序 プロローグ 「振興計画」に記載されている内容

1章 検討を行う意義

- 1節 これまで中山間地域が果たしてきた役割
- 2節 何ら対策を講じなかった場合の社会への影響
- 3節 中山間地域が秘めたポテンシャル

2章 集落の現状, 今後予測される現実

- 1節 集落实態調査結果(R2:数値調査の再掲)
- 2節 無住化に至る過程(R3:集落实態調査の再掲)
- 3節 個々の暮らしを支えている機能の限界(同上)
- 4節 集落人口が減り続けた場合に予測される影響
厳しい状況が予想される方への対応
- 5節 モデル市町における調査の概要

4章 要素①:地域間の機能分担・資源再配置 **【各論】**

- 1節 食料調達、見守り機能、医療へのアクセス など
- 2節 生活インフラなどの居住環境の在り方
- 3節 地域経済の好循環(※域外からの資金獲得と流出抑制と
域内資源の高付加価値化等を含む)

5章 要素③:安心して暮らせる生活環境

- 1節 親族間、他出子や近隣住民によるサポート
- 2節 住民自治組織による共助
- 3節 行政におけるコスト配分の現状と今後のニーズ

6章 要素②:これまでの延長線上にない地域運営

- 1節 取組課題と機能限界に応じたエリア設定
- 2節 設定エリア毎の地域の意向も踏まえた選択肢や選択時期
- 3節 選択肢に応じた住民(自助), 住民自治組織(共助),
行政(公助)の適切な役割分担(※ベストミックス)

「振興計画」に記載されている内容
だが、加筆・修正が必要な内容

【総論】

3章 望ましい集落の暮らしの姿

振興計画で記述する「目指すべき姿」をかみ砕いた中山間
地域に暮らす人々一人一人が幸せを感じることができる
地域の姿

【実現手法】

7章 取組の方向性

- 1節 持続可能な地域運営組織等に向けた育成,
支援(組織内の人材育成等を含む)
- 2節 中間支援機能の構築(住民自治組織や市町・取組)
- 3節 共助機能が発揮できなくなった集落への支援
- 4節 地域経済の好循環に向けた社会システムの構築
- 5節 国への働きかけ(具体像・アイデア等)
- 6節 県民の理解促進(自分事化)

8章 具体的な行動と役割分担

9章 今後の課題

【課題】

【参考】「持続可能な多自然地域プロジェクト」(兵庫県)

【対象地域】多自然地域の全集落
(37市町、約3,000集落)

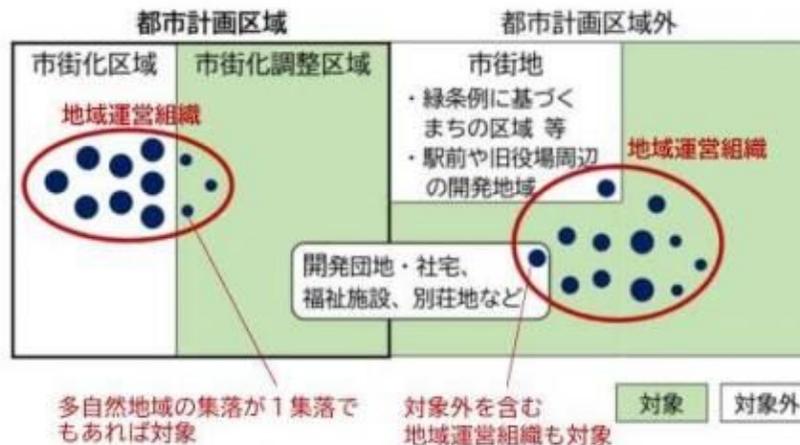


【多自然地域】市街化区域等の市街地を除く自然豊かな地域(市街化調整区域は対象)

【集落】住家の集まりに加え、その生活や生産の基盤となる農地や山林等の多自然空間の保全管理を担っているコミュニティ(農山漁村等)。

【事業対象となる地域運営組織】

多自然地域の集落を含む地域運営組織は事業対象
ただし、多自然地域の集落機能を補完する組織が対象



多自然地域における集落機能とは？

市街地の自治会よりも
役割・負担が大きい

資源管理機能 農林地や地域固有の景観、文化等の地域資源を維持管理する機能

生産補完機能 農林漁業等、地域の生産活動を地域住民が相互扶助によって、補完し合いながら、生産活動の維持・向上を図る機能

生活扶助機能(自治機能) 社会統一性を持った共同体の中での生活・コミュニティが円滑に行われるよう、住民同士が相互に補完しあいながら、生活の維持・向上を図る機能

(兵庫県HPより転載)